

在日フィリピン人社会の現状分析

－第一世代の加齢・高齢化と 新日系人の流入を中心に－

高畠 幸

2009年の改正国籍法施行により、これまで「日比婚外子(いわゆるJapanese-Filipino Children = JFC)」として日本の国籍制度から排除・周縁化されていた人々が、生後認知により日本国籍が取得できるようになった。日本国籍取得により日本での居住権、参政権、公務就任権が発生し、いわば日本という国民国家の一員へ参入することが可能となる。これは大きな規範の転換期と言えよう。本報告では、①在日フィリピン人社会全体は第一世代の加齢・高齢化が進み、中高年女性の就労先の確保と母子世帯の困窮が課題となる一方、②1990年代前半から2009年にかけて、日比婚外子に対する呼称も境界性を強調したものから日系社会・日本社会への包摂を示唆する中立的なものへ変容し、③2008年頃から新日系人母子が就労支援を得て来日し、日本での就労や教育をスタートさせ、かつてのフィリピン国籍の婚外子とその母親が日本国籍者として日本社会へ参入しつつある現状を示し、④フィリピンにルーツを持つ子どもたちの類型化を提示する。こうした作業を通じて、在日フィリピン人社会はさらに規模を拡大し、また内部は重層化、多様化していることを示したい。そして、拡大する在日フィリピン人社会と日本国籍を取得した新日系人の存在は、現代の多文化社会において「日本人」の多様性を問い合わせ直す契機となることを示唆したい。

I. 問題設定

国際婚外子は認知されるタイミングにより日本国籍が取得できるか否かが決まる。生まれる前に認知されれば胎児認知となり、日本国籍を取得でき、生後認知ならば日本国籍とはならない。それは法の下の平等を定めた憲法に反するとして、生後認知された10人の日比婚外子が集団訴訟を提起した。2005年4月のことである。そして2008年6月の最高裁判決で生後認知の日比婚外子に日本国籍が認められ、2009年の改正国籍法施行により、生後認知で国際婚外子が日本国籍取得可能となった。この点について、支援団体のJFCネットワーク事務局長である伊藤里枝子(2009)は「子どもたちの闘いが実った」と表現し、文化人類学者の鈴木伸枝(2010)は「JFCの市民権のために国家権力へ挑戦した意義ある判決」だと評価している。

これは、在日コリアンの「国籍取得権」(佐々木, 2005: 在日コリアンの日本国籍取得権確立協議会, 2006)を求める運動とは似て非なるものだ。つまり、婚外子

訴訟が「海外在住の婚外子が将来的に日本へ移住できる可能性を作る」のに対して、在日コリアンの運動は「現在日本にいる人びとの権利を拡大させるもの」という意味だからだ。そして、改正国籍法は在フィリピンの日比婚外子を、「じゃばゆきが産んだ、父親のいない子」という周縁化された対象から、日本という国民国家の構成員という中心的な存在へと転換させる。これは、日本におけるフィリピン人の位置づけが大きく変わる、いわば規範の転換期だと言えよう。

日本でフィリピン人の若年女性が興行労働を始めたのが1980年代なれば、そして彼女らが日本人男性との結婚により日本で定住を始めたのが1990年代とすれば、それから約20年を経て、日本におけるフィリピン人社会はいかに変容し、また、彼女らの日本社会における位置づけはいかに変わりつつあるのか。それを明らかにするのが本稿の目的である。以下では、4つの作業を通じてその課題へと接近したいと考えている。第一に、在日フィリピン人の人口動態について概観し、第二に、日比婚外子をめぐる「呼称」の経年的変化を明らかにし、第三に、2006年以降に増加した「新日系人」の日本への帰還および就労の過程を示し、第四に、改正国籍法後の「日本とフィリピンにルーツを持つ子ども／青少年」の類型化試案を提示する。

はじめに用語を定義しておくと、「新日系人」は、ここでは雇用的文脈で使われる定義を援用したい。近年「新日系人」と呼ばれる人々は、以下の3つの状態にある人々である。すなわち、①日本国籍だが幼少期よりフィリピンで育った16歳以上20歳未満の青年、②改正国籍法により（滞日半年の後に）日本国籍取得の可能性¹⁾があり来日するフィリピン国籍の16歳以上20歳以下の青年、③改正国籍法により（滞日半年の後に）日本国籍取得の可能性があり来日するフィリピン国籍の子（年齢問わず）とそれに同伴するフィリピン国籍の母、だ。

「新日系人」とは、これまで「日比婚外子」「ジャバニーズ・フィリピーノ・チルドレン（JFC）」「ジャピーノ」などと称された人びととほぼ同一である。これらの呼称がメディアにおいてどのように使われてきたかを後述するが、どの用語が「政治的に正しいか」はいまだ判断がつきかねる。本論では、新日系人の日本への「帰還」、そして日本での就労のありかたに焦点を当てるため、ここでは新日系人の就労支援団体が使っている、雇用的文脈での定義を使いたいと考えている。

雇用的文脈で使われる「新日系人」とこれまでの「日比婚外子」との違いは、前者は①母子がセットで「新日系人」と称される、②日本国籍の子も「新日系人」に含まれる、の2点だ。フィリピン側では就労支援団体、そして日本側では人材派遣会社が彼らに渡航費用や当初の生活費を貸し付け、日本への「帰還」が可能となっているのが現状だ。そして、後述するが、子どもの年齢・国籍・第一言語に関わらず、「日本国籍となったことにより長期滞在が可能となった元フィリピン国籍の子どもと、その子を養育するフィリピン国籍の母」が「新日系人」と称されている。実際、子どもたちはフィリピンで育っているため第一言語はフィリピノ語や地方語だ。中には18歳を過ぎて来日したため日本の学校教育の枠組みには入れず、日本語がほとんど話せない日本国籍者として、工場で派遣労働をしている青年も多い。つまり、

「新日系人」とは、国籍よりも文化的特徴（生活習慣・言語）を共有する集団のように見える。

改正国籍法により、実質的に日本人父との縁が切れていても（生後認知さえあれば）来日・就労が可能となる。そして、就労支援団体と人材派遣会社・直接雇用先が渡航費を貸し付ける。たとえ日本へ「帰還」しても實際には日本人父との家族統合の必要性がないため、彼らは日本での居住先を選ばない、柔軟な労働力となり、これまで南米やフィリピンからの日系人労働者を雇用していた人材派遣会社にとつては、新たなる派遣人材となっている。従来、フィリピンからの日系人労働者といえば、戦前、ダバオ等に定住した日本人移民の子孫（3世、4世）だったのが、現在は元日比婚外子が「新日系人」と改称して同じ労働市場に参入している。あえて区別すれば、就労支援団体や人材派遣会社では、前者は「旧日系人」と呼ばれ、後者は「新日系人」と呼ばれている。

II. 在日フィリピン人の加齢・高齢化

1. 中年化する在日フィリピン人

在日フィリピン人の人口動態をめぐる近年の変化は2点あり、①2005年3月の法務省令改正により、興行労働者（エンターテイナー）の受け入れが激減し、日本においてはフィリピン人「労働者」が減少したこと、②同時期より日本人との結婚が増え、2009年1月の国籍法改正により日比婚外子の「帰国」に道が開け、定住・永住資格を持つ「生活者」が増加したことである。2005年以降、興行の在留資格で滞在するフィリピン人は激減した。例えば、興行資格でのフィリピン人登録者数は、2004年に50,691人だったのが2008年に9,199人になっている。

一方、日本人と結婚するフィリピン人は増え、「日本人の配偶者等」、日系3世や連れ子、日本人との離婚後に日本で子どもを養育する「定住者」、そして「永住者」の在留資格で日本に暮らす人びとが増加している。日比国際結婚件数は2004年に8,517件だったのが2006年には12,150件と、興行労働者受け入れ厳格化の2005年を境に急増した。また、不法滞在者は一貫して減少傾向にある。2008年現在、在日フィリピン人（登録人口）210,617人のうち、在留資格では「永住」が最多の75,806人（36.0%）である。いわば、フィリピン人が「労働者」であり「エンターテイナー」だった時代は終わったのだ。結果として、在日フィリピン人の定住・永住化が進み、この傾向は今後も変わらないであろう。

さらには、在日フィリピン人社会全体の加齢・高齢化が進んでいる。性別構成では約8割が女性であることに変化はないが、年齢別構成を見ると、1997年には最多年齢層が25-29歳だったのが、2008年には35-39歳になった。すなわち、1997年の最多年齢層がそのまま歳を取った形でコーホート（同一年齢層集団）を形成している。この世代の人びとはおそらく1990年代前半、20代前半でエンターテイナーとして来日して就労した後に日本人男性と結婚して定住したのだろう。ちょうど日本がバブル景気でフィリピン人エンターテイナーの受け入れ数が多かった時代だ。彼女らは今では40代に手が届く中年となった。さらには、近年では日本人とフィ

図1 在留資格別フィリピン人登録者数の推移、1998–2008年

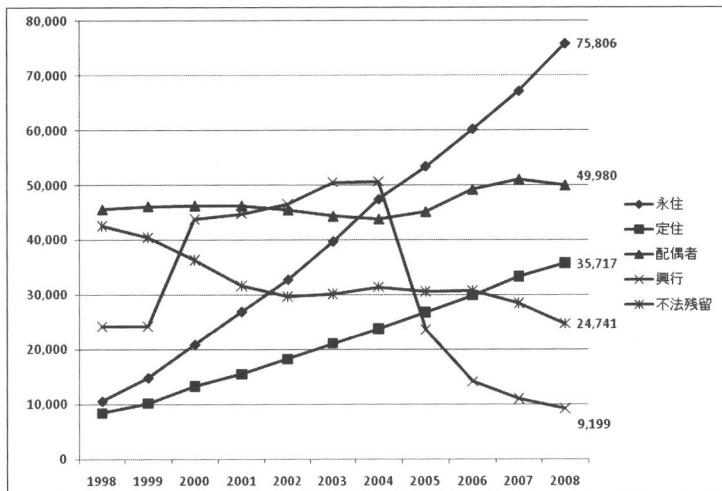
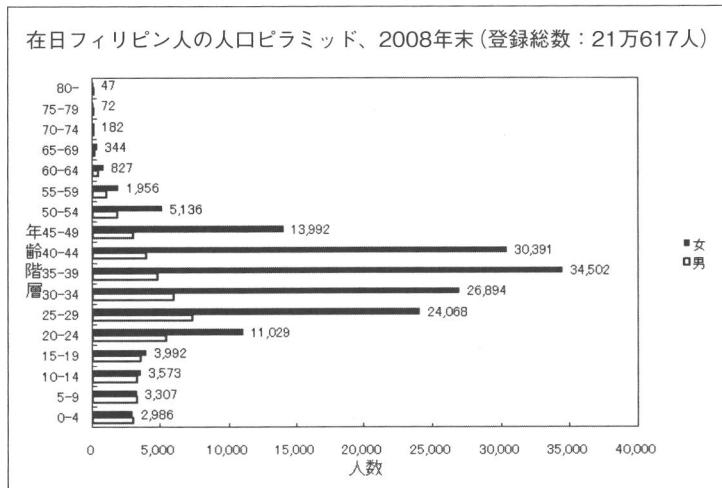


図2 在日フィリピン人の人口ピラミッド、2008年末



リビン人の離婚が2006年には4,065件と、結婚件数の伸びに比例して増加している。そして離婚後は子どもを抱えて日本で生計を立てるフィリピン人女性も多い。日本国籍を持つ子どもを養育する親には「定住者」の在留資格が与えられるため、離婚後も日本に留まることが可能だ。在留資格があっても経済的には不安定な層である。今後は、この層が日本において加齢・高齢化するのに伴い、彼らの生活と就労の課題が大きくなるだろう。

2. 興行から介護へ

30代後半が最多となった在日フィリピン人社会において、介護労働へ参入する女性が増えている。報告者らが2008年に行った「在日フィリピン人介護者調査²⁾」で明らかになったのは、日本でホームヘルパー2級資格をとったフィリピン人女性の多くが①30代後半から40代で、②日本での初職がエンターテイナーであり、③平均在日年数が12年で、④永住資格を持つ人びとだった。つまり、上記の在日フィリピン人の最多年齢層がこの調査対象となったことがわかる。

ホームヘルパー資格の取得動機は、「人の役に立ちたい」が最も多く、以下、「社会的評価を上げたい」「チャレンジ精神」が続く。日本での生活がある程度安定し、それまでホステスや工場労働をしていた人びとが「やりがい」を求めて介護労働へ参入していることがわかる。しかし、仕事での「やりがい」は満たされるものの、介護はパート労働が多い上に賃金はさほど高くないため、長期的に介護を続けられるのは家計の補助的収入として働く場合だ。逆に、離婚した女性など、自分が家計の大黒柱となる場合は、昼間は介護で夜はホステスといったダブルワークであることも多い³⁾。

在日フィリピン人で介護労働へ参入する人が増えた背景には、彼女らの加齢とともに職業選択の幅が狭まったことがあるのではなかろうか。つまり、若い頃は少々、体力的にきつい仕事でもできる。朝は新聞配達、昼は工場でパート、夜はスナックで働くといった具合にフル回転で働く女性たちも少なくなかった。空き時間をお金に換え、自分の楽しみは後回しにしてフィリピンへ送金する生活を続けたのだろう。それが、フィリピンへ送金する必要が一段落して日本での生きがいや働きがいを追求する余裕が出たということかもしれない。

III. 新日系人の流入

近年の大きな動きが、2009年の国籍法改正にともなう「新日系人」の「帰国」だ。以下では、改正国籍法のポイントを解説する。そして、国籍法改正にいたるプロセスとして、いわゆる「新日系人」「日比婚外子」「ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン」といった「日本人男性とフィリピン人女性の間に生まれた婚外子」への呼称の変化を通じて、彼らが日本社会とフィリピン社会の間でいかに位置づけられてきたのかを明らかにしたい。

1. 改正国籍法による国籍取得

(1) 国籍取得のプロセス

日本国籍取得の原因には、出生、届出、帰化の3つの方法がある。第一の方法が「出生」で、出生時に父または母が日本国民の場合に子は日本国籍を取得する(国籍法第2条)。第二が「届出」で、一定の要件を満たす者が法務大臣に届け出ることにより日本国籍を取得するという制度で、この要件が「認知された子」(国籍法第3条)、そして国籍の留保をしなかった者の国籍再取得(国籍法第17条)である。新日系人の国籍取得はこの方法によるもので、「認知された子」として国籍取得するケースが多い。そして第三が「帰化」である。日本国籍の取得を希望する外国人か

らの意思表示に対して法務大臣の許可により日本国籍を与える(国籍法第4～9条)。

届出または帰化による国籍取得により、生まれながらの日本国籍者と同一の権利が生じる。すなわち、国内居住権、参政権、公務就任権である(浅川, 2003: 44)。

さて、2009年1月1日付で施行された改正国籍法では、出生後に日本人により認知されていれば父母が結婚していないとも子が届け出によって日本国籍を取得できるようになった。そのための要件は、国籍を取得しようとする者が①父または母に認知されており、②20歳未満であり、③日本国民であったことがなく、④出生した時に、認知をした父または母が日本国民であったこと、そして認知をした父または母が現に(故人の場合は死亡時に)日本国民であることだ(国籍法第3条)。

経過措置としては3つあり、(A) 1983年1月2日以降に出生し、出生時に父が日本人であり20歳までに父に認知された場合は届け出の時に(附則第4条第1項)、(B) 2008年6月4日までに国籍取得の届け出を提出したが父母に婚姻関係がないため日本国籍を取得できなかった場合は、(a) 1985年1月1日から平成14年12月31日までに届け出ていた場合は新たに届け出た時に、(b) 平成15年1月1日から平成20年6月4日までに届け出ていた場合は従前の届け出の時にさかのぼって、(C) 上記(B)の(a)により日本国籍を取得したものの子で、その父または母が日本国籍を取得するまでに生まれた子(附則第5条第1項)。

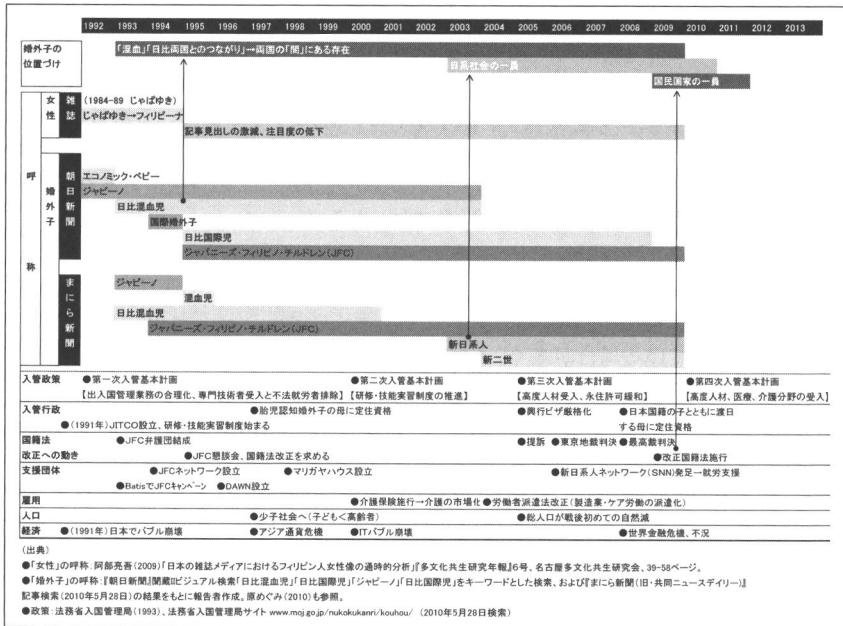
(2) 国籍取得数

法務省民事局によると、改正国籍法施行の2009年における帰化許可者数は14,785人(うち原国籍が韓国7,637件、中国5,392件、その他1,756件⁴⁾)、国籍取得は1,572件で、うち321人がフィリピン国籍からの生後認知による国籍取得であった。うち経過措置の利用は、前項の(A)の場合が13人、(B)が92人、(C)が14人である⁵⁾。前年の2008年の国籍取得者数は1,386人で2009年は1,572人なので、国籍法改正後は国籍取得者数が186人増えたことになる。また、上記の数字と重複するところもあるが、2009年1月1日から2010年4月30日の間に国籍取得届け出の受付数は1,593件あり、うち1,263件に国籍取得証明書が発行されている⁶⁾。国籍取得の前後で来日した新日系人母子は多いと思われ、また今後は認知裁判の増加と日本国籍を取得した子から芋づる式に日本へ移住する外国人の増加が予想される(上田, 2008: 129)。しかし、母親は日本国籍は取得せず外国人として定住資格で日本に居住するため、上記の雇用的文脈で「新日系人」として来日・就労する人びとの統計的全体像は明らかではない。

2. 国籍法改正に至る経緯～「日比婚外子」をめぐる呼称の変化から

1992年から2009年の『朝日新聞』および『まにら新聞』の記事をもとに、日比婚外子、いわゆるJFCをめぐる呼称の変化をまとめたのが【表1⁷⁾】である。おおまかに、「ジャピーノ」から「ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン(JFC)」、「日比婚外子」、「日比國際兒」、「新日系人」と変わってきたことがわかる。「新日系人」の名づけ親は『まにら新聞』の酒井善彦記者で⁸⁾、2003年から同紙上で「新日系人」が用語として使われるようになった。これら用語の使われ方には、3つの転換期があることがうかがえる。

表1 フィリピン人エンターテイナーおよび日比婚外子をめぐる呼称と社会的環境の変化



第一の転換期が1993年だ。日本から戻ったフィリピン人女性移住労働者（多くが興行労働者）の支援団体バティスが「JFCキャンペーン」を開始した。それまで移住労働女性本人が支援対象であったが、しだいにその婚外子に関する相談件数が増えたため、バティスは婚外子の支援（父親探し等）に比重を移していく。それまで使われていた「ジャピーノ」は差別的なニュアンスを含むとして、「JFC（ジャパニーズ・フィリピノ・チルドレン）」へとメディア上の呼称を変えさせた。日本とフィリピンのはざまにある、両国から周縁化された存在としての呼称がJFCであった。しかし、同時に「日比婚外子」「日比混血児」も使われ、彼らの境界性に焦点を当てた呼称が続く。

第二の転換期が2003年で、「まにら新聞」で「新二世」「新日系人」呼称の使用を開始した頃である。戦前にフィリピンへ移住した日本人移民の子孫をさす「日系人」に「新」を付け、「新時代の日系人」との意味を持たせた。フィリピン国籍の日比婚外子をフィリピンの日系社会へ包摂する概念を提示したと思う。そして、ここでは子どもたちの「婚外」性を中和しているようだ。同時に、両国から周縁化された存在であった「日比婚外子」を、フィリピンの日系社会の一部としてとらえることを可能とさせたのではなかろうか。

そして第三の転換期が2009年の改正国籍法施行である。婚外子の「婚外」的性格はそのままに、彼らの国籍は日本となることで日本の国民国家の一員となることが可能となった。「婚外子」であっても、彼らは父親に認知されさえすれば日本国

民としての権利を得ることができる。それまで、フィリピン国内で「日本人との間の婚外子」として差別対象にもなってきた人びとにとて、胸を張って日本国籍を取得する、あるいは「経済的に豊かな国」へと旅立つ根拠ができたことになる。

これまでを振り返ると、日比婚外子の日本国籍を求める訴訟の展開と、これら呼称の変容が同時進行してきたように読み取れる。日比のはざまにいる婚外子から、日系社会の一員、そして日本国民へ。日比婚外子が日本社会から排除されていたのが次第に包摂される方向へと移行したのではないか。この背後にある社会的背景、そして思想は何かを今後は読み解く必要があろう。

3. 就労支援による「帰国」

改正国籍法により日本国籍を取得した子どもが日本国民としての権利（居住権、参政権、公務就任権）を行使するために来日したくても、フィリピンにおいては母子ともに困窮している場合が多く、自分で法的手続きの費用と旅費を負担して日本へ「帰国」することは困難だ。このような母子を日本の就労先へと橋渡しするのが、「新日系人ネットワーク（Shin Nikkeijin Network = SNN）」等の就労支援団体である。

現在、こうした団体はフィリピン国内に複数あるが、その先鞭を切ったのが上記の新日系人ネットワークだ。これら団体は日本国籍取得への法的支援、渡日までの日本語教育、そして日本国内の雇用先とのマッチングを担う。受け入れ企業は食品工場や介護施設等、海外移転が難しい労働集約的な産業で、かつ中年女性が多い職場が多いようである。なかには、日本ですぐに働くようにフィリピンで介護研修を行い、来日後は病院で働くケースもある。日本の受け入れ企業が渡航費を貸付け、母子は来日後にその企業で働きながら約2年をかけて前借金を返済するのが一般的だ。以下に、新日系人の就労先企業への訪問調査をもとに、彼らをめぐる課題を考察したい。

（1）フィリピンで介護研修後に病院への就労事例

運輸業A社（創業1945年）は、自社の倉庫内作業およびコンサルティング請負先であるB病院での介護ヘルパーとして新日系人を雇用している。2007年からセブ市内にあるC大学と提携し、身元が判明し渡日が可能となった新日系人母および青年を対象に日本語および介護研修を行い、来日後はB病院で働くさせている。その間、B病院で就労する新日系人に生活・就労上の問題があれば電話で相談に乗る。新日系人が研修中の生活費や研修費用はA社の負担となるため先行投資がかなり必要だが、来日後すぐに職場へ入っても働くという強みがある。2010年5月現在、A社で雇われる新日系人は36人で、うち倉庫内作業は8人、介護は28人である。このほか、A社では在日フィリピン人と旧日系人も雇っている⁹⁾。

（2）人材派遣会社を介した製造業への就労事例

人材派遣会社D（創業1988年）は、2007年から新日系人を受け入れて水産加工や電機部品工場へ派遣している。D社はこれまで南米やフィリピンからの日系人を雇用した経験と労務管理ノウハウを持っており、在日フィリピン人の管理職を雇い、新日系人の在留資格変更・国籍取得手続きを自社内で行う。2010年5月現在、D社では10組の新日系人母子と14人の単身青年を雇っている。

人材派遣会社E（創業1997年）は、2008年から新日系人を弁当工場や電機部品工場へ派遣している。E社もD社と同様に南米やフィリピンからの日系人を雇用しており、社内では外国人雇用のノウハウが確立している。4組の新日系人母子と1人の単身青年を雇っている。派遣労働者の供給元を常に複数持つておき、リスク分散を図ることが新日系人雇用の意図だという¹⁰⁾。

食品会社F（創業1948年）では、人材派遣会社Gを通じて2009年から新日系人を製麺工場で直接雇用している。これまで中国人研修生の雇用経験はあるが、日系人雇用実績はなかった。在留資格変更や国籍取得は行政書士に委託している。F社は社員数約40名で、近年、団塊の世代が大量退職するので、社内で30～40代が少ないことから2009年9月現在、新日系人母を6名、単身青年を4名雇い、社内の世代交代を円滑にしようとしている¹¹⁾。

4. 新日系人の「帰国」をめぐる課題

(1) 来日時の年齢による教育の連続／不連続性

単身青年はいずれも日本国籍を持つが、両親の離別等により幼少期からフィリピンの祖父母のもとで養育されていた。言語・文化的にはフィリピン人だが国籍のみが日本である。たとえば、D社で働く女性は、フィリピンの大学を中退し、日本国籍であったことからフィリピンで超過滞在をしていた形となり、出国時にはフィリピンから退去強制扱いで「帰国」した。来日後は前借りした渡航費の返済とフィリピンへの送金のため工場で働きづめとならざるをえない。すなわち、フィリピンで受けた教育を来日後に継続することが難しい。

一方、フィリピン人母とともに来日した子どもが日本で小学校低学年から学校教育に参入する場合は、学校への適応と言語習得が比較的容易である。こうした子どもたちは、フィリピン人母が日本人男性と結婚したことにより来日した在日フィリピン人1.5世代とよく似た状況にある。周囲の支援がうまく働けば、日本で中学・高校へと進学することができよう。また、雇用者側にとっても、一度、子どもが学校に適応してしまうと頻繁に引っ越しをしないため長期的に労働力を確保できる（F社）。さらには、寮で集団生活をさせると、互いに助け合うし、子どもたちが同じ小学校に通うと適応もしやすい（B病院）。こうした長期就労が可能となることが、新日系人を雇用することの最大のメリットだという。

(2) 職業的選択肢の狭さ

新日系人は、子どもが日本国籍であることを前提に来日・長期滞在する。子どもが日本国籍を取得すれば、その子を養育するフィリピン人母は「定住者」の在留資格だ。また単身青年の場合も日本国籍、あるいは日本で日本人の配偶者等（日本人の子）として滞在する。法的には、日本に来さえすればいかなる職業に就くことも可能なのだが、実際には働く場所は就労支援で紹介される食品工場労働や介護施設にはほぼ限られてくるだろう。日本語がほとんどできず、さらには不況下でも雇用がある労働集約的な職場となれば、おのずと行き先は限られてくるからだ。

逆に、雇用者側、特に派遣会社にとっては、新日系人には人材としての魅力があるのだという。単身青年の場合、日本語は不十分だとしても、国籍が日本で顔が日

本人風に見えると、それまで「外国人は参入不可」としていた産業(建設、港湾労働)にも派遣が可能となる。これは南米やフィリピン出身の日系人にはないメリットだという(D社)。また、新日系人の母は中年だとしても単身青年はまだ若い。人材派遣会社にとっては長期就労、つまり長期的派遣が見込める人材だ。まだ若く体力があり、さらには長期的に労働者としてつなぎとめておける新日系人は新たなる派遣人材として注目されている。

IV. 日本とフィリピンにルーツを持つ子ども／青少年の類型化

新日系人が日本へ「帰国」する時代となり、在日フィリピン人社会および「日本とフィリピンにルーツを持つ子ども／青少年」のありようは、さらに重層的かつ多様なものになったと考えられる。

【表2】は、改正国籍法後の「フィリピンと日本にルーツを持つ子どもたち」のカテゴリー化の試案である。現在の国籍、10歳までの居住地と学習言語、10歳以降の日比間の移動、現居住地の4つの軸で類型化し、発生しない状況を除き8つのカテゴリーを作った。なお、ここで来日時期を10歳の前後で区切る理由は、子どもの異文化適応を研究した箕浦(2006)が異文化の言語の習得に要する期間を3～4年と想定した上で、ある文化特有の対人関係領域の意味空間に包絡するには、約6年の居住が必要だとする。その時期として、9歳から15歳までの期間を最も重要なと指摘しているためで、この時期の日比間の移動が子どもの言語習得等に大きく影響を与えると考えられるからだ。以下に、各カテゴリーの子どもたちのおかれ状況について解説しよう。

表2 日本とフィリピンにルーツを持つ子どもたちの類型化

現国籍	10歳まで(注1)の居住地、学習言語	10歳以降の比⇒日移動	現居住地	類型	状況
J	J	Yes	J		
			P	①	留学等で帰国した②、パリックバヤン
		No	J	②	ほぼ日本人、不可視的マイノリティ
			P		
	P	Yes	J	③	帰国した④
			P		
		No	J		
			P	④	フィリピン残留日本人、後に③へ
P	J	Yes	J		
			P	⑤	帰国した⑥、家族滞在・超過滞在の子等
		No	J	⑥	日本生まれのフィリピン人
			P		
	P	Yes	J	⑦	1.5世代
			P		
		No	J		
			P	⑧	ほぼフィリピン人、不可視的マイノリティ

注1: 10歳で抽象的思考をする言語が固まり、その後の新たな言語習得が困難となるため。

*「J」は「日本」、「P」は「フィリピン」を表す。

*表中、グレーのセルは、発生しない状況を示す。

1. 日本国籍の子どもたち

第一類型は、「日本国籍を持ち、日本で育って10歳以降にフィリピンへ移動した子ども」だ。日本で義務教育を終えた後、フィリピンの高校や大学で勉強するためや、親がフィリピンへ移住するのに伴い渡比した子どもたちが想定される。近年では、日本での大学進学が大変コスト高であることから、フィリピンでの進学を選ぶケースも見られる。

第二類型は、「日本国籍を持ち、日本で育って10歳以降も日本にいる子ども」である。法的に結婚し日本に定住する日比結婚の夫婦から生まれた子どもの多くがこのカテゴリーに入るであろう。また、このような状況におかれた子どもが数としては最も多いのではないだろうか。彼らはいわば不可視的マイノリティで、日本の学校に通っていても、自分から「母(または父)がフィリピン人だ」と言わなければ、そのことが周囲に知られにくくなっている。換言すれば、このようなケースで「いじめ」が発生すると、当事者の子どもは「ほぼ日本人」であるだけに問題は複雑だ。フィリピン人の母親(父親)の存在を恥ずかしく思ったり、いじめる友だちと自分の母との間で板挟みになって苦しむ子どももいる。

その一例が、2010年10月23に発生した、群馬県桐生市の小6女子・上村明子さんの自殺である。上村明子さんは小学5年生の時に愛知県から群馬県桐生市の新里東小学校へ転入した。その後、フィリピン人の母親が授業参観に来たことを契機として容姿をからかわれるようになり、そのいじめを苦にして自殺を図ったものである。日本人の父親は「母親がフィリピン人であることもいじめの原因の一つだと思う」と語っている(2010年10月27日、『毎日新聞』)。彼女は名前からは「母親が外国人」とはわかりにくく、日本で育って日本の学校に通っていれば第一言語は日本語となることは想像に難くない。母親が授業参観に来ることが、彼女の「出自」を周囲へ知らせる契機となったのだろう。それによっていじめが引き起こされ、彼女が自殺に追い込まれたとは、不可視的マイノリティへのいじめの恐ろしさを改めて実感させられる。逆に、アイドルユニットAKB48のメンバーとして活躍している秋元才加さんはプロフィールで「母親はフィリピン人」と明記しており、日本で育った「日本とフィリピンにルーツを持つ子ども」のエスニシティ表出のありようはさまざまだ。

第三類型が、「日本国籍だが10歳までフィリピンで育ち、日本へ帰国した子ども」である。フィリピンで生活していた日比夫婦の子や、法的に結婚していた日比夫婦の子で出生時に日本国籍を取得したが幼少期からフィリピンの祖父母のもとであずけられていた子ども、そして日本国籍を取得して来日した新日系人がこのカテゴリーに入るだろう。学習言語がフィリピノ語や地方語、または英語であることが多く、10歳以降で来日して日本の学校に入り、そこへ適応し勉強を続けていくことは大変難しい。来日後の適応や学習支援のニーズが高い子どもたちであろう。また、フィリピン人の母親が子どもと一緒に初めて(あるいは長いブランクを経て)来日する場合は、母親自身も日本での学校教育へ不慣れなことが多い。このような子どもたちとその母親には、日本での生活から学校生活、そして進路指導まで、長期に

わたりガイダンスができる人が必要だ。それは、近くに住む在日フィリピン人女性、地域の国際交流協会や在日外国人支援団体であろう。こうした人びとが果たす役割はきわめて大きい。

第四類型が、「国籍は日本だが10歳を過ぎて現在までフィリピンに住んでいる子ども」である。法的婚姻関係にありずっとフィリピンに住む日比夫婦の間に生まれ、フィリピンで学校教育を受けた子どもも、出生時に日本国籍を取得したが幼少期よりフィリピンの祖父母に預けられて育った子どもも、あるいは改正国籍法により生後認知で国籍取得をしたが日本への「帰国」をいまだしていない子ども、などである。彼らがもしこの先、日本へ「帰国」すると第三類型と同様となり、来日時の年齢により学校教育への参入が難しくなるので注意が必要だ。例えば、フィリピンでハイスクールを終了して16歳で来日すると、日本で中学校に入る年齢を超えており、かといって日本ではすぐに高校受験が難しい時期である。こうした場合、日本で学校教育を受けることは難しく、そのままアルバイトを始め、不安定就労を繰り返したり、フィリピンと日本を往来する結果となることもある。つまり、それまでフィリピンで蓄積した学力が無駄になることも少なくない。

2. フィリピン国籍の子どもたち

第五類型が、「フィリピン国籍だが日本で10歳まで育って学校教育を受け、その後フィリピンへ帰国した子ども」である。在日フィリピン人同士の夫婦から生まれたフィリピン国籍の子どもで、日本で育ったもののフィリピンでハイスクールに入るために子どもだけが帰国した場合、あるいは家族そろってフィリピンへ帰国した場合がこれにあたるだろう。また、日本での超過滞在者同士の夫婦から生まれた子どもが親と一緒に強制退去で帰国する場合もある。愛知県の「国際子ども学校」等で、日本でフィリピン人向けの教育を受けた後にフィリピンへ帰国する場合はフィリピンでの学校教育への移行がスムーズかもしれない。しかし、日本の学校へ通った後に10歳をすぎてフィリピンへ帰国する場合は、ちょうど第三類型の裏返しで、フィリピンでの適応や学校教育の継続に当初は困難を覚えるだろう。

第六類型が、「フィリピン国籍だが日本で育って10歳を超えて日本に居住する子ども」である。在日フィリピン人同士の夫婦に生まれた子ども、あるいは出生時に日本国籍が取得できず現在までいた日比婚外子等がこのカテゴリーに入る。最近の例といえば、カルデロンのり子さんがこのカテゴリーに入る。超過滞在のフィリピン人夫婦のもとに生まれて日本で中学生となり、一家そろって在留特別許可を求めていたが子どものり子さんだけが在留資格を得た結果、彼女は叔母宅に預けられ日本に残ることとなった。日本で学校教育を受けている場合は言語・文化的にはかなり日本へ同化しているはずだ。カルデロンのり子さんは「自分は日本人だと思っていた」という(2008年10月28日、『朝日新聞』)。こうした子どもの場合は、親が学校から配布される資料を読むための支援や、進路ガイダンス等が必要となろう。

第七類型が、「フィリピン国籍を持ち、フィリピンで育ったが10歳を超えて来日して現在は日本にいる子ども」である。フィリピン国籍を持つ在日フィリピン人1.5世代だ。フィリピン人母が日本人男性と結婚して日本へ呼び寄せられた、いわゆる

「連れ子」がその典型例だろう。また、親のどちらかがフィリピン日系人あるいは駐在等のため日本へ働きにきて、その親にともなわれて来日した子どもたちである。教育的課題としては第三類型の子どもたちがおかれた状況と類似する。日本の学校教育へ適応するためのガイダンスと学習支援が必要となる。

そして第八類型が、「フィリピン国籍を持ち、フィリピンで育って現在もフィリピンにいる10歳以上の子ども」だ。日本とフィリピンにルーツを持つと考えられる日比婚外子だが、父親が日本人であることを立証する証拠に乏しく、いまだ日本国籍を取得できない、あるいは日本へ来る手段がない子どもたちだ。フィリピンにはこうした婚外子が多く存在すると言われ、彼らへの支援が行われてきた。しかし、どうしても父親の情報が少ない子どもは改正国籍法のもとでも日本国籍取得が難しい。結果的に法改正後にはフィリピン在住の日比婚外子の間で、父親から生後認知され日本国籍を取得し日本へ「帰国」できる子どもとそうでない子どもとの間に大きな格差ができたと言えよう。

V. 知見のまとめ

1. 第一世代の加齢・高齢化に伴う課題

在日フィリピン人全体の状況としては、女性の加齢・高齢化が進むとともに、職業的選択肢がさらに狭まる。彼らの生活は、家計の大黒柱となる日本人夫の職業的・経済的安定性により大きな格差がみられる。やりがいのある仕事として介護職へ参入する人びとが増えるが、それは日本において国籍・学歴不問かつ日本語が不完全でもできる数少ない仕事だからだ。一方、離婚家庭等を中心に生活保護世帯が増えつつあり、将来的には彼らの加齢・高齢化と困窮化が進むことが懸念される。

2. 新日系人：文化と言語を共有する剥奪的共同体

「新日系人」は日比婚外子とその母親を含み、また来日時の子どもの国籍が日本・フィリピンを問わない。「日本で国籍取得または長期滞在の可能性があるフィリピン出身の人びと」という、就労支援組織および受け入れ企業が作った操作的概念と言えよう。フィリピンでの生活体験(多くが困窮)と共に通語としてのフィリピノ語を持つ。例えば、D社で働く16歳の青年は、「新日系人」カテゴリーに入れられているが、両親は日本人だ。父親の再婚相手がフィリピン人だったことから、小学6年生からフィリピンの義母宅へ預けられ、その後、日本人父と生き別れた。フィリピンでは通学せず、生活の中でフィリピノ語を身に付けた。現在は、日本あるいはフィリピン国籍の新日系人青年たちとともに人材派遣会社の寮で集団生活を送っている。寮で暮らす新日系人青年は互いに似た、困窮と家族離散の体験を持つ。彼らは剥奪的体験を共有する共同体なのである。

さらには、日本で働く単身の新日系人青年は、多くが実父母との離別や頻繁な転居、経済的な困窮といった困難要素を抱えている。幼少期からフィリピンで育った日本国籍者は、無自覚のままフィリピンで超過滞在となっており、罰金免除の強制退去扱いでフィリピンを出国した場合は、日本からフィリピンへ「帰省」することができない。法律上は日本が「母国」だが、心理的な「母国」からは遠くなっている。

る。今後は彼らが新たなる第一世代＝フィリピン文化と言語を持つ日本国籍者、いわば中国帰国者の第一世代とよく似た状況の人びととして位置づけられるだろう。

一方、学齢期で来日した新日系人の子どもは、日本での教育が大きな問題となる。小学校低学年のは学校教育に適応しやすいが、高学年になると学習は難しくなる。しかし、新日系人の中でも高校進学者があいついでいるのは朗報である（『SNN新聞』2010年4月号）。

3. 介護産業への集積

2008年末の経済危機以降、製造業全体が伸び悩むなか、弁当や総菜・サラダ等の食品加工と介護が数少ない「不況に強い」産業分野であり、ここに新日系人母子が雇われている。同時に、在日フィリピン人も介護労働へ参入してきたのは上述したとおりだ。在日が2006年頃から、また新日系人が2008年以降、そして経済連携協定による介護福祉士候補者が2009年からと、フィリピン人が日本の介護現場に集積している。また、在日フィリピン人の1.5世代や第二世代も母親とともになれて介護職につくこともある。彼らが近い将来、介護現場をフィリピン人のエスニック労働市場とする可能性もあるだろう。

4. 在日フィリピン人1.5世代、第二世代の多様性と教育

上に、日本とフィリピンにルーツを持つ子ども／青少年の類型化を試みた。国籍や学習言語、現住地等により、おかれた立場や文化的背景はさまざまである。今後は、彼らの「多様性」を理解した上で、1.5世代や第二世代への教育的支援が必要とされる。すなわち、日本において翻訳・通訳などの言語的支援、あるいは学習支援が必要となるのは、第三類型と第七類型においてより切迫性が高く、次に第二類型と第六類型となろう。前者においては本人と親への言語的・教育的支援が必要だ。そして第二類型と第六類型においては、子どもはおそらく日本語習得が進み日本文化へ同化している子どもも多いと思われ、むしろそのフィリピン人親への言語的支援や進路ガイダンスが必要となるだろう。

VII 今後の課題

1. 在日フィリピン人社会全体の加齢・高齢化と生活の困窮

在日フィリピン人の加齢・高齢化と新日系人母子の「帰国」は、連続性を持つ。新日系人の母はすでに40代で、在日フィリピン人第一世代の最多年齢層と重なるからだ。定住時期がごく最近で、生活基盤がさらに不安定な新日系人母が、いずれ在日フィリピン人母子家庭と同様に困窮する可能性もある。また、日本人との結婚生活が続いている場合でも、日本人夫も経済的に不安定な場合は夫婦ともに働きづめ、あるいはフィリピンへの帰国を検討しながら歳を重ねて病気になりさらに困窮するということであろう。日本人夫が資産家あるいは大企業勤務等で経済的基盤がしっかりしている場合をのぞき、不況下の日本においては移民とその家族はつねに貧困と隣あわせと考えて良いのではなかろうか。また、フィリピン人が結果的に介護という特定産業へ集積することの是非も議論となろう。

2. 日本社会における「新日系人」の位置づけ

やはり残る疑問は、果たして日本国籍を取得した新日系人は日本の「中心」に参入するのか否か、である。国籍の取得によって日本という国民国家の一員となり、D社での事例のように、新日系人は派遣労働の枠組みでは慣習的に「日本人」しか参入しない分野への就労が可能となっている。今後は、小学生のうちに来日し日本で高等教育を受ける新日系人の中から、日本国籍であることを利用して公務員となる者も出てくるだろう。ただし、何をもって「中心」と考えるのかは今後の課題みたい。逆に積極的な見方をすれば、彼らの存在は、現代の多文化社会において「日本人」の多様性を問い合わせ直す契機となるだろう。

日本国籍を取得したとはいえる、文化的・言語的には彼らはフィリピン人だ。フィリピンでの貧困体験を共有しているという面では、フィリピン人の出稼ぎ青年とよく似た状況だ。しかし、単身で来日する新日系人青年の場合は、一家離散や母親の失踪等でフィリピンに帰れる場所がないことも多く、日本での生活が続く。その過程では、人身売買¹²⁾、偽装結婚や偽装養子縁組等の形で彼らの日本国籍が利用されることもある。日本とフィリピンに大きな経済格差があるがために、両国を往来する人びとの「犠牲者」が世代を超えて再生産されていく危険性を最後に示唆したい。

改正国籍法の時代を迎える在日フィリピン人社会はさらにその規模を拡大し、また内部は重層化・多様化している。そして、その1.5世代、そして第二世代がいかに日本社会で生き残っていくのか。彼らへいかにエスニック・アイデンティティが継承されていくのか。また、高齢化した第一世代が日本で、あるいはフィリピンでいかに老後を過ごすのか。彼らのライフコースに寄り添った研究が今後も必要とされている。本稿で残された課題は多いが、それを自分自身が今後の研究で取り組んでいきたいと考えている。

【注】

- 1) 改正国籍法による国籍取得の具体的な方法については、法務省民事局サイト「国籍法が改正されました」を参照。www.moj.go.jp/minji/minji163.html 以下、引用のサイトはいずれも2010年6月12日検索。
- 2) 日本でホームヘルパー2級資格を取得した在日フィリピン人対象、機縁法で郵送・留め置き・面接を併用。回答者190人。現在は回答者のインタビュー調査を継続中である。
- 3) 調査結果の詳細については、在日フィリピン人介護者研究会(2010)および高畠(2010)を参照。
- 4) 法務省民事局サイト「帰化許可申請者数等の推移」、http://www.moj.go.jp/minji/toukei_t_minji03.htmlによる。なお、帰化者の住所、氏名、生年月日は官報に告知される(国籍法第10条)が、国籍取得者の個人情報は明らかにされない。
- 5) 2010年6月17日付、法務省大臣官房司法法制部司法法制課からのメールによる回答。
- 6) 法務省民事局サイト「改正国籍法に伴う国籍取得届の状況(平成21年1月1日～平成22年4月30日)」、www.moj.go.jp/minji/minji41/minji174.htmlによる。
- 7) 「婚外子」の言説は、『朝日新聞』蔵書IIビジュアル検索「日比混血児」「日比国際児」「ジャピーノ」「日比国際児」をキーワードとした検索および『まにら新聞(旧・共同ニュースデイリー)』記事

検索の結果をもとに報告者作成。原めぐみ(2010)も参照。データの収集および整理には、原めぐみさんと吉田舞さんの協力を得た。

- 8) 2009年3月3日、酒井記者へのインタビュー。
- 9) 2010年7月2日、A社での聞き取り。2009年9月1日、B病院での参与観察。2009年3月2日、C大学での聞き取り。
- 10) 2010年6月21日、E社での聞き取り。
- 11) 2009年9月4日、F社での聞き取り。
- 12) 例えは、和田(2010)は、国際移住機関(IOM)を情報源として、フィリピンで育った新日系女性がプローカーに騙されて来日し、劣悪な状況下でホステスとして就労された事例を紹介している。

【参考文献】

- 浅川晃広2003,『在日外国人と帰化制度』新幹社。
- 阿部亮吾2009,「日本の雑誌メディアにおけるフィリピン人女性像の通時的分析」『多文化共生研究年報』6号、名古屋多文化共生研究会、39-58。
- 伊藤里枝子2009,「国籍法改正——子どもたちのたたかいが実って」『部落解放』614号、解放出版社、82-85。
- 上田耕司2008,「パパの『認知』で日本人が10万人増える!?'『週刊朝日』2008年6月20日号、128-129。
- NPO法人在日外国人情報センター 2010,『在日フィリピン人250人アンケート』在日外国人情報センター。
- 在日フィリピン人介護者研究会2010,『2008在日フィリピン人介護者調査報告書』、在日フィリピン人介護者研究会(事務局・広島国際学院大学・高畠幸)。
- 佐々木てる2005,「在日コリアンと国籍取得権——『帰化モデル』の議論と『コリア系日本人』という可能性から」『社会学ジャーナル』30号、筑波大学社会学教室、149-160。
- 佐々木てる(監修)・在日コリアンの日本国籍取得権確立協議会(編)2006,『在日コリアンに権利としての日本国籍を』明石書店。
- 佐藤英治2009,「実務解説 国籍法改正に伴う国籍取得の要件について」『法務通信』698号、法務通信協会、8-10。
- Suzuki, Nobue, 2010, "The Outlawed Children: Japanese-Filipino Children, Legal Defiance and Ambivalent Citizenships, *Pacific Affairs*, Vol. 83, No. 1 Spring 2010, pp.31-50.
- 高畠幸2010,「在日フィリピン人の介護労働参入——資格取得の動機と職場での人間関係を中心に」『フォーラム現代社会学』9号、関西社会学会、20-29。
- 高谷幸2010,「在日フィリピン人シングルマザーの子育て」『M-ネット』128号、26-27。
- 入管協会『在留外国人統計』各年版。
- 原めぐみ2010,「日系二世の国籍取得における動機と移住～フィリピンで育った新日系フィリピン人の事例から」日本移民学会第20回年次大会(於:立命館大学)報告レジュメ。
- 和田秀子2010,「新日系フィリピン人が人身売買のターゲットに 国際移住機関(IOM)に実態を聞く」『日刊ベリタ』2010年7月3日、www.nikkanberita.com

新日系人ネットワーク2010,『SNN新聞』2010年4月号.

Balik Kokuseki Recovery Center Philippines, 2010, *Shin Nikkei-jin News.* (号・発行月不明)
(たかはた・さち 広島国際学院大学)

*本稿で紹介した事例のデータ収集には、以下の研究資金を利用した。文部科学省科学研究費助成研究(基盤研究B、平成20-23年度)「日本帝国崩壊後の人口移動と社会統合に関する国際社会学的研究」(課題番号:20330103、代表:上智大学・蘭信三)、同(基盤研究A、平成21-24年度)「現代日本の人口減少問題に対する外国人定住化の貢献に関する研究」(課題番号:21242032、代表:京都大学・石川義孝)、同(挑戦的萌芽研究、平成19-21年度)「在日フィリピン人の介護人材育成—ジェンダーと労働の視点から」(課題番号:19653049、代表:広島国際学院大学・高畠幸)。

*本稿は、第15回フィリピン研究会全国フォーラム(2010年7月18日、於:大阪大学)での報告レジュメ「在日フィリピン人社会の現状分析~第一世代の加齢と新日系人の流入を中心に」に大幅に加筆修正を加えたものである。